

# 災害による県税減免等のご案内

災害により大きな被害を受けられた方には、税金を免除したり、申告、申請、納付等の期限を延ばしたりする制度があります。

◇県税の減免……被害の状況によっては、申請されますと次の県税が減額、または免除される場合があります。

被害を受けた日又は賦課処分を知った日から2月以内(自動車税環境性能割は申告納付期限から2月以内)に申請する必要があります。

ただし、「特別な事情」がある場合は、この限りではありません。

	減免の対象	減免の内容	必要書類
個人事業税	○被害を受けた年の前年の所得に係る個人事業税 (被害があった前年分の所得に係る個人事業税が対象)	○事業用資産に1/2以上の損害があり、被害を受けた年の前年分の事業所得が1千万円以下の場合 ➡ 一部又は全額免除 ○住宅又は家財に1/2以上の損害があり、前年分の合計所得金額が500万円以下の場合 ➡ 全額免除	①災害減免申請書(押印が必要) ②「り災証明書」又は「被災証明書」(市町村長又は所管官公署長発行) ③保険金等の補てんがあった場合は、その補てん金額を証する書類 ④損害(金額)やその内訳等が確認できる書類
不動産取得税	○被害を受けた不動産の代替不動産の取得に係る不動産取得税 ○被害を受けた不動産に係る不動産取得税のうち被災時点で納期限が到来していないもの	○不動産に1/2を超える被害があった場合で、被害を受けた日から3年以内に代替の不動産を取得した場合 ➡ 代替の不動産の税額から被害不動産の被害部分に相当する税額を軽減 ○不動産に1/2を超える被害があった場合で、被害を受けた日が納期限以前の場合 ➡ 被害不動産の税額から、被害部分に相当する税額を軽減	①災害減免申請書(押印が必要) ②「り災証明書」又は「被災証明書」(市町村長又は所管官公署長発行) ③保険金等の補てんがあった場合は、その補てん金額を証する書類 ④損害(金額)やその内訳等が確認できる書類
自動車税種別割	○被害を受けた自動車に係る被災年度の自動車税の種別割	○自動車が使用不能の場合 ➡ 全額免除 ○被害額が自動車の被災前の価額の1/2以上の場合 ➡ 税額の1/2相当額を軽減 ★自動車の被災前の価額が税額に満たないときの例外があります。	①災害減免申請書(押印が必要) ②「り災証明書」又は「被災証明書」(市町村長又は所管官公署長発行) ③保険金等の補てんがあった場合は、その補てん金額を証する書類 ④被災自動車の写真(車のナンバーが写っているもの。写真がない場合は理由書が必要) ⑤使用不能の場合は永久抹消登録証明書(やむを得ず一時抹消の場合は申立書も必要。抹消できず解体した場合は解体に係る証明書(使用済自動車引取証明書)が必要) ⑥修理の場合は修理工場の領収書又は請求書(写し)
(軽)自動車税環境性能割	○災害により自動車が滅失又は損壊した者が代替する自動車を取得した場合の自動車税又は軽自動車税の環境性能割	○災害により滅失又は損壊した自動車の所有者等が、被災自動車を抹消登録し、被災自動車が被害にあった日から6か月以内に被災自動車に代わる自動車を取得した場合の自動車税又は軽自動車税の環境性能割 ➡ 全額免除	①災害減免申請書(押印が必要) ②「り災証明書」又は「被災証明書」(市町村長又は所管官公署長発行) ③被災自動車の写真(車のナンバーが写っているもの。写真がない場合は理由書が必要) ④被災自動車の抹消登録が確認できる書類の写し ⑤取得した自動車の自動車検査証

**※損害(被害)額は、保険金等で補てんされる額を除きます。**

◇個人県民税……お住まいの市町村で個人の市町村民税が減免された場合は、個人県民税も同じ割合で減免されます。(市町村によって、取扱が異なりますので、減免制度の有無や要件等、詳しいことは、お住まいの市町村にお尋ねください。)

◇納期限の延長……期限までに、県税についての申告書等の提出や、県税を納めることができないときは、申請により、その理由のやんだ日から2月以内に限り、その期限が延長される場合があります。

◇納税の猶予……被災により県税を納めることができないときは、申請により1年以内の期間で納税の猶予を受けられる場合があります。

県税の減免等に関するお問い合わせ先は裏面をご覧ください。

## ■ 減免に関するお問い合わせ先

お住まいの地域	減免対象の税目	相談先	電話番号	所在地
熊本市、宇土市、宇城市、 下益城郡、上益城郡	・ 個人事業税 ・ 自動車税（種別割）※	県央広域本部 税務部 課税第一課	(096)333-3200 (代表)	〒862-8571 熊本市中央区水前寺6丁目18-1
	・ 不動産取得税	県央広域本部 税務部 課税第二課		
荒尾市、玉名市、山鹿市、 菊池市、合志市、阿蘇市、 玉名郡、菊池郡、阿蘇郡	・ 個人事業税 ・ 不動産取得税 ・ 自動車税（種別割）※	県北広域本部 総務部 課税課	(0968)25-4124	〒861-1331 菊池市隈府1272-10
八代市、人吉市、水俣市、 八代郡、葦北郡、球磨郡	・ 個人事業税 ・ 不動産取得税 ・ 自動車税（種別割）※	県南広域本部 総務部 課税課	(0965)33-3180	〒866-8555 八代市西片町1660
天草市、上天草市、天草郡	・ 個人事業税 ・ 不動産取得税 ・ 自動車税（種別割）※	天草広域本部 総務部 税務課	(0969)22-4239	〒863-0013 天草市今釜新町3530
県下全市町村	・ 自動車税 （種別割、環境性能割）※	自動車税事務所	(096)368-4020	〒862-0901 熊本市東区東町4丁目14-37

※自動車税（種別割）の減免については、各広域本部又は自動車税事務所に御相談いただけます。

## ■ 納期限の延長に関する問い合わせ先

税目	お住まいの地域	相談先	電話番号	所在地
法人県民税・事業税 県民税利子割・配当割・ 株式等譲渡割 県たばこ税 ゴルフ場利用税	県下全市町村	県央広域本部 税務部 課税第一課	(096)333-3200 (代表)	〒862-8571 熊本市中央区水前寺6丁目18-1
鉱区税		県央広域本部 税務部 課税第二課		
個人事業税 軽油引取税 産業廃棄物税	熊本市、宇土市、宇城市 下益城郡、上益城郡	県央広域本部 税務部 課税第一課	(0968)25-4124  (0965)33-3180  (0969)22-4239	〒861-1331 菊池市隈府1272-10  〒866-8555 八代市西片町1660  〒863-0013 天草市今釜新町3530
	荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、阿蘇市、 合志市、玉名郡、菊池郡、阿蘇郡	県北広域本部 総務部 課税課		
	八代市、人吉市、水俣市、 八代郡、葦北郡、球磨郡	県南広域本部 総務部 課税課		
	天草市、上天草市、 天草郡	天草広域本部 総務部 税務課		
不動産取得税 狩猟税	熊本市、宇土市、宇城市 下益城郡、上益城郡	県央広域本部 税務部 課税第二課	(096)333-3200 (代表)	〒862-8571 熊本市中央区水前寺6丁目18-1
	県央広域本部管轄以外の市町村	個人事業税・軽油引取税・産業廃棄物税に同じ（県北、県南、天草の各広域本部）		
自動車税 （種別割、環境性能割）	県下全市町村	自動車税事務所	(096)368-4020	〒862-0901 熊本市東区東町4丁目14-37

## ■ 納税の猶予に関するお問い合わせ先

お住まいの地域	相談先	電話番号	所在地
熊本市中央区、北区	県央広域本部 税務部 収税第一課、第二課	(096)333-3210 (代表)	〒862-8571 熊本市中央区水前寺6丁目18-1
熊本市東区			
熊本市南区、宇城市、下益城郡			
熊本市西区、宇土市、上益城郡			
菊池市、合志市（須屋のみ）	県北広域本部 総務部 収税課	(0968)25-4272	〒861-1331 菊池市隈府1272-10
荒尾市、玉名市、玉名郡、山鹿市		(0968)25-4115	
合志市、菊池郡、阿蘇市、阿蘇郡		(0968)25-4116	
八代市、八代郡	県南広域本部 総務部 収税課	(0965)33-2184	〒866-8555 八代市西片町1660
人吉市、水俣市、葦北郡、球磨郡		(0965)33-3236	
天草市、上天草市、天草郡	天草広域本部 総務部 税務課	(0969)22-4370	〒863-0013 天草市今釜新町3530